

現行広島県国民健康保険運営方針の評価について

第1 基本的事項

項目	対応方針	関係頁	実施(予定)年度					取組実績	最終評価		最終評価を踏まえた取組の方向性	次期運営方針	
			H30	R1	R2	R3	R4~5		達成(実施)状況	課題等		記載の要否	取組内容(素案)
PDCAサイクルによるマネジメント	運営方針に定める5つの施策目標(保険料率の平準化、医療費の適正化、保険料(税)徴収の適正化等)について、毎年度、進捗状況の点検評価を行い、必要に応じ、取組方法の見直しを行う。	2	○	→				<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度から、各年度における施策目標に係る取組の進捗状況の評価を実施 令和2年度における中間見直し等に反映 	○	<ul style="list-style-type: none"> 各市町における好事例が、全県展開に十分結び付いていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 全体での目標達成に向けて、関係者が連帯意識と責任を持って施策に取り組む。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険事業の効果的かつ効率的な実施に向けて、PDCAサイクルの循環を通じた、継続的な改善等の取組を推進

第2 市町村国保の医療に要する費用及び財政の見直し

項目	対応方針	関係頁	実施(予定)年度					取組実績	最終評価		最終評価を踏まえた取組の方向性	次期運営方針	
			H30	R1	R2	R3	R4~5		達成(実施)状況	課題等		記載の要否	取組内容(素案)
赤字解消・削減計画に基づく赤字の解消	市町が解消すべき赤字(「決算補填等目的の法定外一般会繰入額」と「繰上充用金の増加額(決算補填等目的のものに限る)」については、国保財政の健全化を図るため、赤字になった理由や法定外繰入などが回避できなかった原因を分析し、平成30年度から6年度以内に解消する計画を策定	26~27	○	→			R5までに解消	<ul style="list-style-type: none"> 解消すべき赤字(法定外繰入)のある3市町(広島市、三次市及び大崎上島町)は、平成30年3月に赤字削減・解消計画を策定 計画に基づく取組実績については、毎年度、国保連携会議に報告し、県のホームページで公表 令和2年度をもって、全ての対象市町が法定外繰入を解消し、計画を達成(広島市のみ計画自体は当初の予定通り令和5年度まで継続) 	○	<ul style="list-style-type: none"> 県内全ての市町において、計画に基づく赤字が解消されるよう、収納率の向上策等に取り組んでいく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画どおり赤字が解消されるよう、対象市町の取組の進捗状況等を把握する。 		—

第3 事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定方法に関する事項

項目	対応方針	関係頁	実施(予定)年度					取組実績	最終評価		最終評価を踏まえた取組の方向性	次期運営方針	
			H30	R1	R2	R3	R4~5		達成(実施)状況	課題等		記載の要否	取組内容(素案)
保険料水準の統一	激変緩和措置期間(H30~R5)終了後に、統一保険料率をベースに市町ごとの収納率を反映した準統一の保険料率の実現を図る。その後、収納率が市町間で均一化したと見なされる段階で、完全な統一保険料率とすることを目指す。	36					R6(準統一)	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度から、各年度における準統一の保険料率を算定し、市町に対し提示 令和2年度から「収納率の市町間の均一化」について、各年度の収納率状況等に基づき検証を行い、国保連携会議において共有するとともに、完全な統一保険料率の方向性等について協議を実施 	△	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度からの保険料率の準統一を目前に控え、一人当たり保険料収納必要額の上昇等に伴い、各市町の保険料水準の調整の取組に差が見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険料水準の統一に向けて、引き続き上昇が見込まれる保険料の状況等に注視しつつ、具体的な完全統一の時期なども含め、議論を進めていく。 	○	(今後、連携会議において、令和6年度を目標とする準統一に向けた状況等を踏まえた上で、保険料の完全統一に向けた取組等について議論・整理)
保険料・税の種別統一の検討	市町で異なる保険料(4市)と保険税(19市町)については、賦課(課税)権の期間制限や、徴収権の消滅時効など、過年度分の保険料(税)に係る取扱いが異なることから、被保険者の負担の公平性を確保するため、種別の変更による影響等を考慮しつつ、統一時期を含め、保険料・税のいずれかに統一する方向で検討	38			○	→	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度、全市町を対象に保険料・税の種別統一に関する意見照会を実施 市町意見照会の結果を受けての協議を踏まえ、引き続き、統一が現実的に可能かどうかを含め、国の動向を見極めながら検討していくことを決定 	△	<ul style="list-style-type: none"> 料・税ともに国が定めた徴収方法であり、国における種別統一に係る方針が定まっていない中、市町において条例改正や体制整備等の手続を進めることが困難な状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> 料・税それぞれについて、種別変更に必要な事務処理や課題の整理等を進めるとともに、国の動向も踏まえながら、いずれかの種別への統一が現実的に可能かどうかを含め、引き続き検討を進める。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 種別の変更による影響等を考慮するとともに、国の動向を踏まえながら、引き続き、被保険者の負担の公平性の確保の観点から、県内統一に向けた検討を進めていく。 	
保険料(税)及び一部負担金の減免基準統一の検討	市町間で異なっている減免基準について、被保険者への影響等を考慮しつつ、統一時期も含め、県内統一基準を検討	38			○	→	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度、各市町が設定している保険料及び一部負担金の減免基準項目について統一案を作成し、全市町を対象に当該案に対する意見照会を実施 意見照会結果を基に、県内統一基準の妥当性を踏まえた分類分け等の整理を実施 	△	<ul style="list-style-type: none"> 妥当性について疑義のある減免基準項目や、市町独自で政策的に設けている項目などの取り扱い、減免を行うに当たっての審査基準の統一など、検討していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 減免基準統一案の作成、市町への意見照会、照会結果を踏まえた統一案の再検討、といったサイクルを繰り返すを行い、県内統一基準を作り上げ、その後、審査基準等の細部の調整を行っていく。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、被保険者の負担の公平性の確保の観点から、統一基準案について、具体的な統一時期等も含めた検討を進める。 	
完全な統一保険料率の実現に向けた収納率の市町間格差に係る検証	完全な統一保険料率とすることを指すために必要な「収納率の市町間の均一化」について、最新の収納率状況等に基づき検証	38			○	→	<ul style="list-style-type: none"> 「収納率の市町間の均一化」について、各年度の収納率状況等に基づき検証を行い、国保連携会議において共有するとともに、完全な統一保険料率の方向性等について協議を実施 	○	<ul style="list-style-type: none"> 収納率について、市町間の均一化は図られつつあり、保険料率の完全統一についての議論を深化させていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険料の完全統一に向けて、具体的な統一時期なども含め、議論を進めていく。 	○	(今後、連携会議において、令和6年度を目標とする準統一に向けた状況等を踏まえた上で、保険料の完全統一に向けた取組等について議論・整理)	
激変緩和措置	一人当たりの保険料額が、急激な負担増とならないよう、毎年度、統一保険料水準を達成するために必要な年平均伸び率を基準として一定割合を定め、公費等の財源を活用した激変緩和措置を実施	48~50	○	→			<ul style="list-style-type: none"> 現行の国保運営方針に基づき、激変緩和措置を実施 	○	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度からの保険料率の準統一を目前に控え、一人当たり保険料収納必要額の上昇等に伴い、各市町の保険料水準の調整の取組に差が見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険料水準の統一に向けて、引き続き上昇が見込まれる保険料の状況等に注視しつつ、具体的な完全統一の時期なども含め、議論を進めていく。 		—	

第4 市町における保険料(税)の徴収の適正な実施に関する事項

項目	対応方針	関係頁	実施(予定)年度					取組実績	最終評価		最終評価を踏まえた取組の方向性	次期運営方針	
			H30	R1	R2	R3	R4~5		達成(実施)状況	課題等		記載の要否	取組内容(素案)
保険者規模別の収納率目標の設定	各市町の現年分の収納率目標については、被保険者数に応じ、次のとおり設定する。 <ul style="list-style-type: none"> 10万人以上・・・・・・・・・・ 93.58% 5万人以上~10万人未満・・・・ 92.88% 1万人以上~5万人未満・・・・ 95.21% 3千人以上~1万人未満・・・・ 96.40% 3千人未満・・・・・・・・・・ 98.43% 	58				○	→	<ul style="list-style-type: none"> 各市町の収納率目標について、半数程度の市町で目標を達成し、県全体でも0.999と概ね目標水準を達成 	△	<ul style="list-style-type: none"> 収納率の市町間格差についても縮小傾向にあるものの、依然として6ポイント程度あり、更なる均一化を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 次期運営方針における新たな目標を定めるとともに、当該目標収納率の達成に向けた取組について、現在実施している施策の見直しを含め、検討を進める。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 新たな目標を設定するとともに、当該目標の達成に向けて、引き続き、徴収対策の強化に取り組み、収納率の高水準でのより一層の均一化を目指す。
口座振替の原則化	保険料(税)の納付方法について、利便性の向上を図るため、金融機関の口座振替を原則とする。	58	○	→			→	<ul style="list-style-type: none"> 全市町において、金融機関の口座振替を原則化 	○	<ul style="list-style-type: none"> 口座振替世帯率は徐々に増加しているものの、依然として50%程度に留まっており、口座振替のより一層の向上に向けた取組を検討していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、口座振替の原則化を推進するとともに、新たな徴収対策事務の標準化に向けた検討を行う。 		
口座振替原則化の推進	口座振替の原則化を促進するため、全県統一の取組の促進	58			○	→	→	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度より、県と市町合同で国民健康保険料(税)口座振替登録キャンペーンを実施 	○	<ul style="list-style-type: none"> 事業の効果検証等を行い、今後の取組について検討していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 効果検証の結果等を踏まえ、口座振替原則化の推進に資する取組を検討する。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 収納率の向上に向けて、引き続き、口座振替の原則化や徴収対策の強化等の取組を推進
口座振替の促進等の広報	全県統一の口座振替勧奨ポスターの金融機関等への掲示や被保険者へのチラシの配布等を通じた口座振替原則化の周知	58	○	→			→	<ul style="list-style-type: none"> 口座振替勧奨ポスター(国保連合会作成)の行政・金融機関等での掲示 全県統一口座振替勧奨チラシ(県作成)の被保険者等への配布 金融機関への設置 市町の各種媒体等を活用した周知・広報の実施 	○	<ul style="list-style-type: none"> 口座振替の促進等に向けて、広報媒体や手法等、効果的な広報について検討していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 効果的な広報等について検討の上、より一層、被保険者等に対する口座振替原則化について周知を図る。 		

収納担当者職員への研修	国保連合会と県との連携による徴税職員に対する階層別研修、専門研修、実務研修の実施	58	○						・国保連合会及び県税務課等と連携し、初任者レベル、班長・係長レベル、管理者レベル等、階層毎の研修・専門研修等を実施	○	・収納率の向上及び収入未済額の縮減に向けて、市町の人材育成等、継続的に取り組んでいく必要がある。	・引き続き、階層別研修や専門・実務研修、専門家の派遣等、市町のニーズに応じた取組を実施する。	○	・収納率の向上及び収入未済額の縮減に向けて、引き続き、市町における実践力・応用力を備えた人材の育成等の取組を推進
保険料収納アドバイザーによる研修・実地指導	国保連合会の徴収アドバイザーによる市町巡回相談・研修を実施	58	○						・平成30年度から令和4年度までの間、11市町に延べ167回の派遣を実施	○				
滞納処分マニュアルの作成	統一的なマニュアルを作成する場合の課題等を整理した上で、実施方法を整理	58						○	・課題の整理等を行い、統一的な取扱いを定めた滞納処分マニュアルの作成は行わないこととした。	△	・滞納者の状況や滞納の原因等、それぞれの滞納実態に即したきめ細かい徴収対策に取り組んでいく必要がある。	・市町における滞納整理に係る人材の育成等に取り組むとともに、各市町においては、滞納者の状況等に応じた徴収対策を推進する。		—
マルチペイメント・ネットワークの共同導入	継続して検討の上、実施	58						○	・国民健康保険事業としてのマルチペイメント・ネットワークの共同導入については、実施しないことで整理	△	・被保険者の利便性向上に向けては、口座振替を推進していくこととしているものの、口座振替世帯率は依然として50%程度に留まっている。	・引き続き、口座振替の原則化を推進するとともに、新たな徴収対策事務の標準化に向けた検討を行う。		—
多重債務者相談事業の実施	継続して検討の上、実施（市町対応に加え、統一対応検討）	58						○	・国民健康保険事業としての多重債務者相談事業は実施しないことで整理	△	・滞納者の状況や滞納の原因等、それぞれの滞納実態に即したきめ細かい徴収対策に取り組んでいく必要がある。	・市町における滞納整理に係る人材の育成等に取り組むとともに、各市町においては、滞納者の状況等に応じた徴収対策を推進する。		—
資格喪失時の届出勧奨	継続して検討の上、実施（市町対応に加え、統一対応検討）	58						○	・令和2年度に、国民年金被保険者情報を活用した資格喪失時の全市町対応について議論したものの、令和3年からオンライン資格確認システムが導入されることを踏まえ、その詳細が判明した段階で整理することとし、以降、国の整理を注視	○	○オンライン資格確認システムの活用等、保険事務の効率化に向けて、引き続き検討を進めていく必要がある。	・国通知において、オンライン資格システムの「資格重複状況結果確認一覧」を活用した職権喪失処理方法が示され、当該取扱いにより各市町において対応可能となったことから、各市町において対応する。		—

第5 市町における保険給付の適正な実施に関する事項

項目	対応方針	関係員	実施（予定）年度					取組実績	最終評価		最終評価を踏まえた取組の方向性	次期運営方針	
			H30	R1	R2	R3	R4~5		達成（実施）状況	課題等		記載の要否	取組内容（素案）
レセプト点検担当職員への研修	市町のレセプト点検員のスキル向上を図るため、国保連合会と連携して研修を実施	61	○					・市町のレセプト点検員のスキル向上を図るため、国保連合会と連携して、診療報酬明細書等点検事務研修会を実施	○	・レセプト点検業務については、電算化の進展により、目視点検の効果が上がりにくくなってきている。	・市町レセプト点検の精度向上を図るため、引き続き、市町レセプト点検員に対する研修について、縦覧点検に重点を置いて実施する。	○	・引き続き、市町レセプト点検員に対して、縦覧点検等の研修を実施
レセプト点検の実施	県によるレセプト点検実施については、他の都道府県の実施状況等を踏まえ、将来的な実施の可否を検討	62					○	・具体的な検討作業等に至っていない。	×	・県によるレセプト点検実施の優先度や実施する際の体制整備等の課題も踏まえつつ、検討していく必要がある。	・引き続き、他の都道府県の実施状況等を踏まえ、将来的な実施の可否を含めて検討していく。	○	・他の都道府県の実施状況等を調査した上で、将来的な実施の可否を含めた検討の実施
第三者行為求償事務	各市町は、第三者行為のうち、交通事故に係る損害賠償請求権の行使事務を国保連合会へ委託を行い、損害賠償金の請求及び収納を実施	62	○					・国保連合会への委託により、損害保険会社等の関係機関との調整の統一化が図られるなど、取組が強化され、損害賠償金の収納額に反映	○	・受任率（受理件数／あるべき件数※）を向上させる必要がある。 ※負傷者数×人口比率÷2	・第三者行為の早期把握のため、引き続き、関係機関との連携を進める。	○	・関係機関（消防、保健所等）からの情報提供体制の強化 ・医療機関との連携強化（レセプトへの「10.第三」の記載依頼）
第三者行為求償事務共同処理事業	県内全市町において、国保連合会への委託による共同実施	62	○					・平成23年度から全市町が国保連合会への委託により共同実施	○	・第三者求償行為事務については、国保連合会へ委託する場合においても、保険者である市町が責任主体として適切に権利を行使する必要があるが、市町の取組に差が生じている。	・市町が、保険者として本来の役割を果たせるよう、研修等により、担当職員の意識や知識の強化を図る。	○	・市町の管理職を含めた職員への意識や基礎知識・専門性の向上を図るため、研修等の取組を実施

第6 医療費の適正化の取組に関する事項

項目	対応方針	関係頁	実施(予定)年度					取組実績	最終評価		最終評価を踏まえた取組の方向性	次期運営方針	
			H30	R1	R2	R3	R4~5		達成(実施)状況	課題等		記載の要否	取組内容(素案)
特定健診の受診促進に係る広報	特定健診の受診強化期間(年2回)に集中して、ポスターや幟、広報誌等を活用した周知を国保連合会と共同実施	68	○					・特定健診の受診率向上に向けて、受診強化期間を中心として、ポスターの掲示や各団体の広報誌やホームページへの掲載、SNSを活用した広報等を実施	○	・受診率は、全国平均を大きく下回る状況が継続している。 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により受診率が低下しており、感染症拡大前の水準まで回復していない。	・受診状況の分析等を通じ、関係機関と連携した効果的な広報等の取組を推進する。	○	・市町、保険者協議会、国保連合会及び県等の関係機関が連携した効果的な広報の実施
	より効果的な広報として、40~50歳代の実施率低位層を対象として、テレビ等を活用したキャンペーンを実施	68			○			・受診率低位層をターゲットとしたウェブ広告の掲載やSNSによる広報、新型コロナウイルス感染症拡大による受診控え等を踏まえた、特定健診受診促進キャンペーンの取組等を実施					
特定健診・特定保健指導に関する研修	特定健診・特定保健指導に関する人材育成研修を国保連合会と共同実施	68	○					・保険者協議会における特定健診・特定保健指導に関する人材育成研修の開催等を通じ、指導に係る基礎知識や、指導方法等の技術の習得に向けた取組を実施	○	・災害や新興感染症等、様々な業務への対応が求められる中においても、保健事業に係る人材の資質向上・育成に継続的に取り組んでいく必要がある。	・保健事業推進の基盤となる人材の育成に向けて、引き続き、研修の実施や優良・先進事例の共有等の取組を推進する。		(人材育成の取組については、保健事業全体の記載の中で整理)
データの活用に関する研修	データヘルス推進のための研修会及び国保データベース(KDB)システム研修会を国保連合会と共同実施	69~70	○					・保険者協議会におけるデータヘルスに関する研修会や、県と国保連合会が連携し、データヘルス計画の標準化に向けた研修会等を開催。 ・国保連合会において、国保データベース(KDB)システム研修会や、システムの活用状況に応じた個別支援等の取組を実施	○	・令和6年度からの次期データヘルス計画等の策定に向けて、データ分析力の更なる向上や、作業負担軽減の観点から、効率的に進められるよう取り組んでいく必要がある。	・引き続き、データ分析力等の向上や、計画の標準化の推進等、効果的かつ効率的な計画策定に資する取組を推進する。	○	・次期データヘルス計画等に基づき、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施
	データ分析に関する専門的研修を国保連合会と共同実施	69~70			○								
特定保健指導の共通プログラム	特定保健指導について検討し、国の「標準的な健診・保健指導プログラム」に基づいて実施	68		○				・各市町において、国の標準的なプログラムに基づく取組を実施	○	・実施率は、全国平均を大きく下回る状況が継続している。 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施率が低下しており、感染症拡大前の水準まで回復していない。	・国プログラムに基づく指導を実施するとともに、効果的な取組の共有等、関係機関と連携し、実施率向上に向けた取組を推進する。	○	・引き続き、国プログラムに基づき、保険者の特定健康診査等実施計画に沿った効果的な取組等を実施
特定健診・特定保健指導の自己負担額等の統一	特定健診の自己負担額を無料化	68		○				・全ての市町において、令和元年度から自己負担額の無料化を実施	○	・受診率は、全国平均を大きく下回る状況が継続している。 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により受診率が低下しており、感染症拡大前の水準まで回復していない。	・自己負担額の無料化を継続するとともに、効果的な取組の共有等、関係機関と連携し、受診率向上に向けた取組を推進する。	○	・自己負担額の無料化を継続するとともに、保険者の特定健康診査等実施計画に沿った効果的な取組等を実施
	特定保健指導の自己負担額を無料化	68			○			・全ての市町において、令和2年度から自己負担額の無料化を実施					
	特定健診(個別・集団)で、追加健診4項目〔貧血・血清クレアチニン(eGFR含む)・血清尿酸・HbA1c〕を実施	68			○			・特定健診等の拡充を図るため、令和2年度から4項目を健診項目に追加	○				・追加した検査項目による特定健診を継続するとともに、保険者の特定健康診査等実施計画に沿った効果的な取組等を実施
	追加健診4項目に係る請求について、未実施の項目があれば返戻することで統一	68			○			・追加健診4項目に係る請求の取扱い(未実施項目の返戻)について統一	○	・受診率は、全国平均を大きく下回る状況が継続している。 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により受診率が低下しており、感染症拡大前の水準まで回復していない。	・追加した検査項目により特定健診を継続するとともに、効果的な取組の共有等、関係機関と連携し、受診率向上に向けた取組を推進する。		—
	特定健診(個別)において、追加健診4項目の委託単価を統一	68			○			・市町及び医師会等関係機関との協議により、集合契約における特定健診(個別)の追加4項目の委託単価を統一	○				—
医療費通知	通知回数を年2回に統一し、国保連合会への委託を促進	68				○		・医療費の適正化に向けて、全市町において、全世帯を対象とした医療費通知を実施。また、令和3年度からは、通知回数を年2回に統一	○	・一人当たり医療費は増加傾向にあり、被保険者への医療費のコスト意識の高揚等の取組を、一層推進していく必要がある。	・引き続き、医療費通知を実施するなど、関係機関と連携し、医療費の適正化に向けた取組を推進する。	○	・引き続き、全市町において、全世帯を対象に年2回の医療費通知を実施
後発医薬品差額通知	通知回数を年6回に統一し、国保連合会への委託を促進	69				○		・医療費の適正化に向けて、全市町において、後発医薬品差額通知を実施。また、令和3年度からは、通知回数を年6回に統一 ・その他、後発医薬品希望カードの配布、広報誌やホームページ等を通じて、後発医薬品の周知や啓発を実施	○	・後発医薬品の使用割合は増加傾向にあるものの、全国値を下回っている。	・引き続き、後発医薬品差額通知を実施するとともに、普及啓発等、保険者協議会等の関係機関と連携した取組を推進する。	○	・引き続き、全市町において年6回の後発医薬品差額通知を実施するとともに、関係機関と連携した普及啓発等に取り組む。
医療費適正化に関するデータの提供	国保ヘルスアップ支援事業や後発医薬品使用促進に係るデータ等を市町に提供	69	○					・国保ヘルスアップ支援事業等において、医療費等の分析を行うとともに、分析結果等のデータを各市町と共有 ・国保連合会において、国保データベース(KDB)システムを活用した分析資料の作成、市町への提供等を実施	○	・データヘルスの推進に向けて、KDBシステム等データの有効活用やデータ分析力の更なる向上に取り組んでいく必要がある。	・引き続き、医療費適正化に関するデータの有効活用や、分析力の向上等の取組を通じ、データヘルス計画に基づくPDCAサイクルに沿った効果的・効率的な保健事業等を実施する。		(データヘルスの推進に係る記載の中で整理)
重複受診や重複投薬に対する取組	レセプト等を活用して対象者を抽出し、個別に指導等を実施(市町取組を基本とするが、共同実施や標準化等を検討)	69				○		・各市町において、レセプトデータから重複・頻回受診や重複・多剤投薬の該当者を抽出し、個別に健康の保持増進など保健指導を実施 ・各市町の実施状況の共有や、関係機関と連携した周知啓発等の取組、適正服薬に係るモデル事業の実施及び成果の共有等	△	・事業実施に係る負担や新型コロナ対応等により、市町の取組状況に差がある。 ・事業実施には、医療機関など関係機関の理解と協力が不可欠	・地域実情に応じた保健指導等の実施や、効果的な取組の共有等、関係機関と連携した取組を推進する。	○	・重複・頻回受診や重複・多剤投薬の該当者を抽出し、保健指導や、関係機関と連携した周知啓発等の取組を推進
糖尿病性腎症重症化予防の取組	糖尿病性腎症重症化予防事業(保健指導、受診勧奨)を実施	68	○					・全ての市町において、保健指導や勧奨等を実施 ・各市町の実施状況や保険者努力支援制度の活用状況の共有等	○	・事業実施に係る負担や新型コロナ対応等により、市町の取組状況に差がある。 ・事業実施には、医療機関など関係機関の理解と協力が不可欠	・引き続き、衛生部門や関係機関等と連携の上、重症化予防に向けた取組や、効果的な取組の共有等を実施する。	○	・国の糖尿病性腎症重症化予防プログラム等に基づき、レセプトデータや健診データ等を活用した効果的・効率的な重症化予防の取組を推進
	重症化予防に係る保健指導研修を国保連合会と共同実施	68	○					・保険者協議会における保健・医療・予防等に関する研修会や、糖尿病性腎症重症化予防事業に係る担当者会議の開催等を通じ、生活習慣病に係る基礎知識の習得、各市町の実施状況の共有等の取組を実施	○	・災害や新興感染症等、様々な災厄への対応が求められる事態であっても、保健事業に係る人材の資質向上・習熟促進に継続的に取り組んでいく必要がある。	・保健事業推進をリードする人材の育成に向けて、引き続き、研修や優良・先進事例の共有等の取組を推進する。		(人材育成の取組については、保健事業全体の記載の中で整理)

第7 市町が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

(1) 通知等の作成

項目	対応方針	関係頁	実施（予定）年度					取組実績	最終評価		最終評価を踏まえた取組の方向性	次期運営方針	
			H30	R1	R2	R3	R4～5		達成（実施）状況	課題等		記載の要否	取組内容（素案）
被保険者証等の作成（高齢受給者証との一体化）	平成30年8月から県内全市町の被保険者証の様式・更新時期・有効期間を統一し、高齢受給者証との一体化も併せて実施	72	○	→				<ul style="list-style-type: none"> 平成30年8月から県内全市町の被保険者証の様式・更新時期等を統一（高齢受給者証との一体化も併せて実施） 被保険者証以外の様式についても、様式・更新時期等を統一 令和3年8月には、省令様式改正に併せ、電子公印、県章の取扱いを統一 	○	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、国保連合会への被保険者証更新事務の委託等、保険者事務の共通化、効率化に向けた取組を推進していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証とマイナンバーカードの一体化に係る検討状況等に注視しつつ、引き続き、保険事務の効率化に向けて、標準化等を図る市町事務について検討を進める。 		—
高額療養費の申請勸奨通知	県内全市町において、高額療養費の申請勸奨通知の統一を推進	72						○	<ul style="list-style-type: none"> 標準準拠システムの導入が必須となったことから、デジタル庁が示す標準仕様書に合わせることで統一を図ることで合意 	<ul style="list-style-type: none"> 安定的な財政運営や効率的な事業の確保に向けて、引き続き、市町が担う事務等の効率化、標準化、広域化を推進していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> デジタル庁が示す標準仕様書に合わせることで統一を図る。 		<ul style="list-style-type: none"> （市町が担う事務の広域的・効率的な運営の推進に係る記載の中で整理） ・国保連合会及び県・市町等の関係機関が連携した効果的な事務の実施
療養費支給決定帳票の作成	県内全市町において、療養費支給決定帳票の統一を推進	72						○					
高額療養費支給申請・決定帳票の作成	県内全市町において、高額療養費支給申請・決定帳票の作成方法の統一を推進	72						○	<ul style="list-style-type: none"> 現時点において、具体的な検討作業等の取組に至っていない。 	×	<ul style="list-style-type: none"> 各保険者間で使用するシステムが異なる等の課題を踏まえ、改めて、統一の要否について検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 標準準拠システムにおける様式の統一が図られた後に、今後の取組方針等について検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> （市町が担う事務の広域的・効率的な運営の推進に係る記載の中で整理） ・国保連合会及び県・市町等の関係機関が連携した効果的な事務の実施

(2) 計算処理

項目	対応方針	関係頁	実施（予定）年度					取組実績	最終評価		最終評価を踏まえた取組の方向性	次期運営方針	
			H30	R1	R2	R3	R4～5		達成（実施）状況	課題等		記載の要否	取組内容（素案）
高額療養費支給額計算処理業務	県内全市町において、国保連合会への業務委託により実施	72	○	→				<ul style="list-style-type: none"> 県内全市町において、国保連合会への業務委託により実施 	○	<ul style="list-style-type: none"> 安定的な財政運営や効率的な事業の確保に向けて、引き続き、市町が担う事務等の効率化、標準化、広域化を推進していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町が担う事務等の効率化等を推進するため、引き続き、国保連合会への業務委託により実施する。 		<ul style="list-style-type: none"> （市町が担う事務の広域的・効率的な運営の推進に係る記載の中で整理） ・国保連合会及び県・市町等の関係機関が連携した効果的な事務の実施
高額介護合算療養費支給額計算処理業務	国保連合会への県内全市町委託を推進	72	一部実施	→				<ul style="list-style-type: none"> 県内22市町において、国保連合会への業務委託により実施 	△	<ul style="list-style-type: none"> 県内全市町の業務委託に至っておらず、安定的な財政運営や効率的な事業の確保に向けて、市町が担う事務等の効率化を推進していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町が担う事務等の効率化等を推進するため、国保連合会への業務委託に至っていない要因等を踏まえた上で、県内全市町への業務委託に向けた検討等を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> （市町が担う事務の広域的・効率的な運営の推進に係る記載の中で整理） ・国保連合会及び県・市町等の関係機関が連携した効果的な事務の実施
退職被保険者の適用適正化電算処理業務	県内全市町において、国保連合会への業務委託により実施	72	○	→				<ul style="list-style-type: none"> 県内全市町において、国保連合会への業務委託により実施 	○	<ul style="list-style-type: none"> 安定的な財政運営や効率的な事業の確保に向けて、引き続き、市町が担う事務等の効率化、標準化、広域化を推進していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町が担う事務等の効率化等を推進するため、引き続き、国保連合会への業務委託により実施する。 		<ul style="list-style-type: none"> （市町が担う事務の広域的・効率的な運営の推進に係る記載の中で整理） ・国保連合会及び県・市町等の関係機関が連携した効果的な事務の実施

(3) 資格・給付関係

項目	対応方針	関係頁	実施（予定）年度					取組実績	最終評価		最終評価を踏まえた取組の方向性	次期運営方針	
			H30	R1	R2	R3	R4～5		達成（実施）状況	課題等		記載の要否	取組内容（素案）
資格管理業務	県内全市町において、国保連合会による共同実施	72	○	→				<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度から、県内全市町の業務について、国保連合会が共同実施 	○	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、保険者事務の共通化、効率化に向けた取組を推進していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険事務の効率化に向けて、標準化等を図る市町事務について検討を進める。 		
資格・給付確認業務	県内全市町において、国保連合会による共同実施	72	○	→									
被保険者資格及び異動処理事務	資格適用適正化に向けた事務処理マニュアルの作成など県内全市町における事務の統一を推進	72						○	<ul style="list-style-type: none"> 現時点において、具体的な検討作業等の取組に至っていない。 	×	<ul style="list-style-type: none"> 統一する範囲等、検討事項を整理した上で、具体的な検討を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、資格適用適正化に向けた事務処理マニュアルの作成など県内事務統一に向けた取組を進めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> （市町が担う事務の広域的・効率的な運営の推進に係る記載の中で整理） ・国保連合会及び県・市町等の関係機関が連携した効果的な事務の実施
給付記録管理業務	県内全市町において、国保連合会による共同実施	72	○	→				<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度から、県内全市町の業務について、国保連合会が共同実施 	○	<ul style="list-style-type: none"> 安定的な財政運営や効率的な事業の確保に向けて、引き続き、市町が担う事務等の効率化、標準化、広域化を推進していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町が担う事務等の効率化等を推進するため、引き続き、国保連合会において共同実施する。 		

(4) 広報業務など

項 目	対応方針	関係員	実施（予定）年度					取組実績	最終評価		最終評価を踏まえた取組の方向性	次期運営方針	
			H30	R1	R2	R3	R4~5		達成（実施）状況	課題等		記載の可否	取組内容（素案）
各種広報事業	県、市町及び国保連合会の連携による効果的な広報の実施	72	○	→				・保険料（税）の口座振替や第三者行為求償届出の推進、特定健診の受診率向上に向けた広報等、被保険者証更新に合わせたチラシの郵送、ポスター掲示やウェブ広告、各団体の広報誌やホームページへの掲載、SNSを活用した取組等を実施	○	・広報効果を一層高めていくため、各事業に応じた、ターゲットや広報媒体・手段の選択等、戦略的な広報に努めていく必要がある。	・市町、保険者協議会、国保連合会及び県等の関係機関が連携した効果的な広報の検討及び実施	○	・引き続き、既に国保連合会により共同実施している業務を含めた、より効果的な広報の実施
国庫補助金等関係事務	国保連合会から各市町へ情報提供などを実施	72	○	→				・療養給付費等負担金、普通交付金等の実績報告や変更申請の手続に要する情報（連療・連調等）について、国保連合会から各市町へ提供	○	・引き続き、保険者事務の効率化・負担軽減に向けた取組を推進していく必要がある。	・国保連合会と連携の上、事務量や経費の削減等、事務の効率化に向けた取組を推進する。		—
共同処理データの提供	国保連合会から各市町へデータ提供などを実施	72	○	→				・保健事業（長期入院者、重複受診、無受診者等）及び求償事務に係るリストを国保連合会から各市町へ提供	○				—
市町村基幹業務支援システムの参加促進	実施の必要性及び効果等を検討のうえ、対応方針を整理	72					○	・標準準拠システムの導入に係る状況の共有等の取組を実施し、現状、市町村事務処理標準システムは9市町で導入済み	△	システム開発会社が提供するサービスへの移行に当たっての課題等から、一部市町において導入が進んでいない。	市町村事務処理標準システムが未導入の市町においても、デジタル庁の標準準拠システムの導入を通じ、システムの標準化を図る。		（デジタル庁の標準準拠システム導入を通じ、システムの標準化は実現）
特別調整交付金（結核・精神）の申請事務	特別調整交付金（結核・精神）に係るレセプトチェック、申請事務の共同実施	72		○	→			・令和元年度から、国保連合会が共同実施	○	・引き続き、保険者事務の共通化、効率化に向けた取組を推進していく必要がある。	・保険事務の効率化に向けて、標準化等を図る市町事務について検討を進める。		—